

第4章 騒音・振動・悪臭対策

(1) 騒音規制法特定工場等の規制基準 (平成24年3月30日八女市告示第27号)

時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から午後 11時まで	午後11時から翌日の午 前6時まで	別添図面にお ける区域の色
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下	緑色
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下	黄色
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下	桃色
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下	青色

備考

別添図面は省略し、当該図面は、八女市市民部環境課に備え置いている。

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号)

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線にお ける騒音の大きさ		85 デシベル以下	
作業ができない 時間	第1号区域	午後7時から翌日の午前7 時まで	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び 道路交通法に基づき夜間行うこととなっている 場合を除く。
	第2号区域	午後10時から翌日の午 前6時まで	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	その作業を開始した日に終わる場合、災害等によ る緊急を要する場合及び危険防止のため行う場 合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
作業の期間		連続6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止の ため行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び 道路交通法に基づき休日行うこととなっている 場合を除く。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1に規定する区域の指定

(平成24年3月30日八女市告示第28号)

第1号区域：①「特定工場等の規制基準」により第1種区域、第2種区域、第3種区域に区分された地域

②「特定工場等の規制基準」により第4種区域に区分された地域のうち、学校、保育所、病院（患者を入院させるため
の施設を有する診療所を含む。）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：指定地域のうち、第1号区域以外の地域

(3) 振動規制法特定工場等の規制基準 (平成24年3月30日八女市告示第31号)

区 分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで	別添図面における区域の色
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	緑色
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	黄色及び桃色

備考

別添図面は省略し、当該図面は、八女市市民部環境課に備え置いている。

(4) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(振動規制法施行規則別表第1)

基準の区分		基準値	備 考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ		75デシベル以下	
作業ができない時間	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時まで	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時まで	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
作業時間		連続6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁 止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定

(平成24年3月30日八女市告示第32号)

※第1号区域：①「特定工場等の規制基準」により、第1種区域及び第2種区域に区分された地域

③「特定工場等の規制基準」により第1種区域及び第2種区域以外に区分された地域のうち、学校、保育所、病院（患者を入院させるための施設を有する診療所を含む。）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：指定地域のうち、第1号区域以外の地域

(6)自動車騒音の要請限度 (平成12年3月2日総理府令第15号)

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午 前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を 超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、 昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。		

※自動車騒音の要請限度の区域の指定 (平成24年3月30日八女市告示第29号)

区域の区分	指定する地域
a	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域
b	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
c	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

備考

この表は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する工業専用地域については適用しない。

(7)道路交通振動の要請限度 (振動規制法施行規則・別表第2)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の 午前8時まで)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル
注) 区域の区分及び時間の区分は、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである。(平成24年3月30日八女市告示第31号)		

(8)悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容 (平成24年3月30日八女市告示第34号)

区域	規制内容
旧八女市(平成22年1月31日における八女市の区域をいう。)及び旧立花町(平成22年1月31日における八女郡立花町の区域をいう。)	臭気指数12
旧黒木町(平成22年1月31日における八女郡黒木町の区域をいう。)、旧矢部村(平成22年1月31日における八女郡矢部村の区域をいう。)、及び旧星野村(平成22年1月31日における八女郡星野村の区域をいう。)の区域	下段(3)表のA区域の規制

(9) 県内の規制状況

(福岡県環境白書令和元年版参照)

飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、太刀洗町、大任町	全域を臭気指数12(※1)で規制
朝倉市、苅田町	A区域及びB区域に分けて規制 (A区域は臭気指数12、B区域は臭気指数15(※2))
直方市、水巻町、 上記以外の28市町村(※3)	A区域及びB区域に分けて物質ごとに規制 全域A区域として物質ごとに規制

※1 臭気指数12は、「何のにおいであるかがわかる弱いにおい」を表します。

※2 臭気指数15は、「らくに感知できるにおい」を表します。

※3 北九州市、福岡市及び久留米市については、独自に規制地域・規制基準を定めています。(全域A区域として物質ごとに規制)

(10) 特定悪臭物質の規制基準及び主要発生源

特定悪臭物質	規制値 (ppm)		規制区分			においの性質	主要発生源事業場
	A区域	B区域	境界	排気	排水		
アンモニア	1.0	2.0	○	○	-	し尿のようなにおい	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でんぷん製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	0.002	0.004	○	-	○	腐った玉ねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	0.02	0.06	○	○	○	腐った卵のようなにおい	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でんぷん製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	0.01	0.05	○	-	○	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	0.009	0.03	○	-	○		
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	○	-	腐った魚のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	0.05	0.1	○	-	-	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○	-	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○	-		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○	-		
ノルマルパレアルデヒド	0.009	0.02	○	○	-		
イソパレアルデヒド	0.003	0.006	○	○	-	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	0.9	4.0	○	○	-	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	3.0	7.0	○	○	-	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	1.0	3.0	○	○	-		
トルエン	10	30	○	○	-	ガソリンのようなにおい	
キシレン	1.0	2.0	○	○	-		
スチレン	0.4	0.8	○	-	-	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	0.03	0.07	○	-	-	刺激的な甘酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でんぷん製造業等
ノルマル酪酸	0.001	0.002	○	-	-	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食品製造工場、でんぷん製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	○	-	-	蒸れた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸	0.001	0.004	○	-	-		

備考 ・規制値は敷地境界の規制値を記載。

・排気及び排水の規制値は、この規制値及び流量や排出口高さなどをもとに算出する。

・この表の中欄及び下欄に掲げる値は、上欄に掲げる物質の種類ごとの大気中における含有率〔単位：百万分率〕とする。

令和6年度 産業廃棄物最終処分場の排水水質検査結果

(単位：mg/ℓ)

検査項目	検査結果				環境保全協定基準
	試料採取月日				
	令和6年4月23日	令和6年8月22日	令和6年10月24日	令和7年1月16日	
アルキル水銀化合物	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
カドミウム及びその化合物	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003以下
鉛及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01以下
六価クロム化合物	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.05以下
砒素及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
シアン化合物	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
トリクロロエレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
テトラクロロエレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
フェノール	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006以下
シマジン	0.0015未満	0.0015未満	0.0015未満	0.0015未満	0.003以下
チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン及びその化合物	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
1,2-ジクロロエレン	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	ジス-1,2-ジクロロエレン及びトランス-1,2-ジクロロエレンの合計量0.04以下
1,1-ジクロロエレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,4-ジオキサ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05以下
クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下

令和6年 八女市の10大ニュース

- 4月 上陽地区観光交流施設「ダニエル イノウエ ミュージアム」オープン
- 5月 新庁舎完成・供用開始
- 8月 一般国道442号「宮ノ尾橋」完成
- 8月 西日本短期大学附属高等学校が夏の甲子園ベスト16!
- 9月 福岡県消防操法大会にて、2種目ともに八女市消防団が準優勝
- 10月 中学生までのこどもの医療費無償化
- 11月 第78回全国茶品評会において農林水産大臣賞・産地賞受賞
- 11月 九州最年少市長誕生
- 市制70周年・合併15周年記念事業

出典：広報八女1月1日号